

改 正 案	現 行
<p>第三条 宇宙無線通信の業務以外の無線通信業務を次のとおり分類し、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 移動業務 移動局（陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。次条第一項第六号、第七号の三、第十二号及び第十三号において同じ。）を移動中又はその特定しない地点に停止中に使用する受信設備（無線局のものを除く。第八号及び第八号の三において「陸上移動受信設備」という。）を含む。）と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）をいう。</p> <p>六～二十 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第三条 宇宙無線通信の業務以外の無線通信業務を次のとおり分類し、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 移動業務 移動局（陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。次条第一項第十二号及び第十三号において同じ。）を移動中又はその特定しない地点に停止中に使用する受信設備（無線局のものを除く。第八号及び第八号の三において「陸上移動受信設備」という。）を含む。）と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）をいう。</p> <p>六～二十 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。